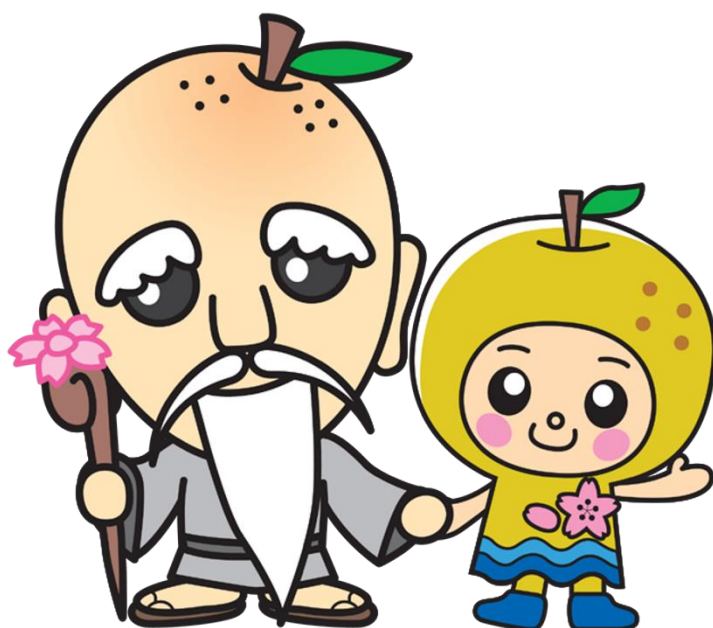


介護保険事業者

(地域密着型サービス・居宅介護支援)

指定・許可申請の手引



令和6年4月

神川町保険健康課

【 目 次 】

1. 指定の概要	P1
2. 介護（予防）サービス事業者になるには	P2
3. 指定（許可）の対象となる介護サービスについて	P3
4. 法令の手続きについて	P3
5. 主な欠格事由の概要について	P5
6. 介護保険事業者の指定の流れ	P6
7. 介護給付費の請求について	P9
8. 変更届について	P9
9. 県国保連への請求に関わる体制届出の変更について	P10
10. 事業の廃止、休止、再開について	P11
11. 指定の辞退について	P12
12. 実地指導・監査について	P12
13. 指定の更新について	P13
14. 指定申請に係る提出書類の補足	P15

【1. 指定の概要】

神川町内において、介護保険サービス事業（地域密着型・居宅介護支援）を行い、介護報酬を受けるには、神川町の指定（許可）を受ける必要があります。

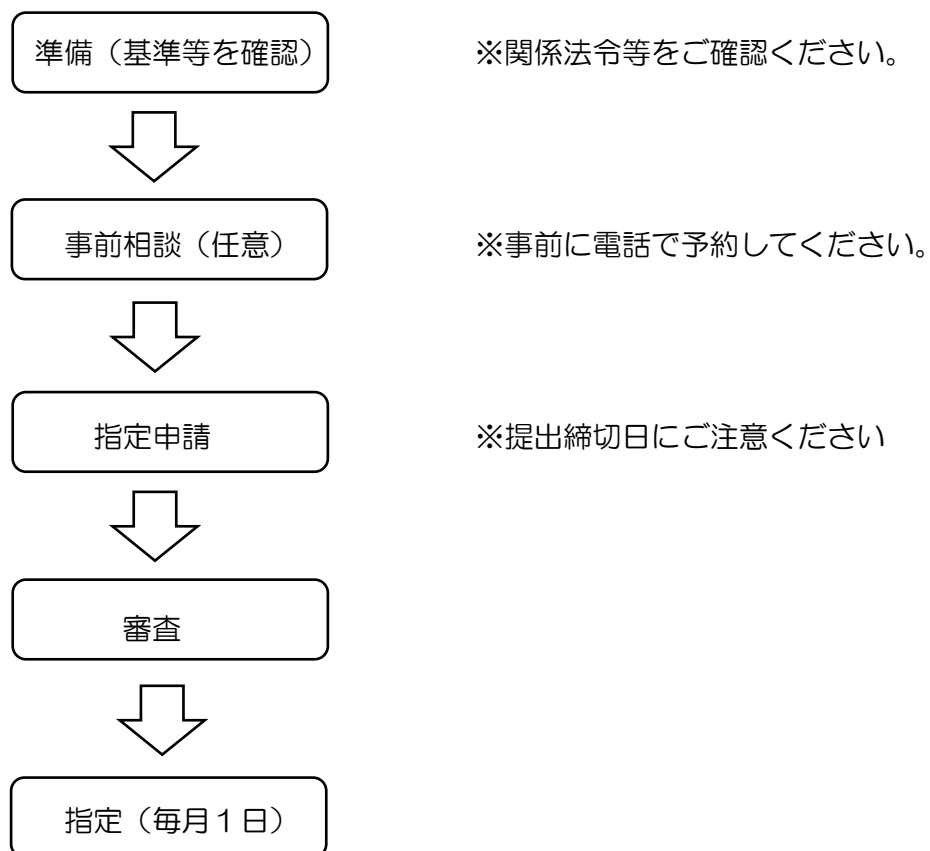
事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。指定申請書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出していただきます。同じ事業所が、複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します。（※あるサービスについて介護予防サービスを併せて行う場合は、当該介護サービスと同じ申請書で構いません。）

申請に際しては、必要書類を2部持参してください（1部は審査後に事業所控えとしてお戻しします。）。

申請書が受理されると具体的な審査を行います。基準を満たしている場合は、指定通知書を発行します。

なお、指定通知書は原則、再発行しませんので、取扱いにはご注意ください。

《指定までの流れ》



【2. 介護（予防）サービス事業者になるには】

（1）指定（許可）について

介護保険でサービス提供主体となるには、

- ①法人格を持ち、
- ②神川町基準条例に定める「人員、設備及び運営に関する基準」を満たして、
- ③神川町から介護サービス事業者として指定を受けなければなりません。

（2）法令遵守

（1）の「人員、設備及び運営に関する基準」は、介護保険法に基づくもので、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な最低基準を定めたものです。従って、事業者においては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供することが求められます。基準を満たさない場合、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後に基準を下回った場合には、指導の対象となり、指定を取り消されることもあります。

指定基準には、次の要件等が定められています。

- ①基本方針
- ②人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ③設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ④運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められている運営上の基準）

【3. 指定（許可）の対象となる介護サービスについて】

	神川町が指定
介護 給付	《地域密着型サービス》 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護） ・地域密着型通所介護 《居宅介護支援》 ・居宅介護支援
予防 給付	《地域密着型介護予防サービス（※）》 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 《介護予防支援》 ・介護予防支援 （地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として指定を受け実施する）

【4. 法令の手続きについて】

（1）介護保険法について

①基本法令等

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行令
- ・介護保険法施行規則

②人員、設備及び運営等に関する基準

- ・神川町が定める基準条例（神川町独自項目含む）は、「神川町例規集」を確認してください。
- ・厚生労働省令で定める基準は、「厚生労働省法令等データベースサービス」を確認してください。

サービス種類	基準条例
地域密着型サービス	●神川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 15 日条例第 4 号） ●神川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 15 日条例第 5 号） ●神川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 157 号）
地域密着型介護予防サービス	●神川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 15 日条例第 3 号） ●神川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 157 号）
居宅介護支援	●神川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 4 月 1 日条例第 5 号） ●神川町指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 30 年 4 月 1 日規則第 6 号）
介護予防支援	●神川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 15 日条例第 22 号） ●神川町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 156 号）

（２）他法令の手続きについて

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関にご確認ください。

それぞれの手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合があります。

例 1：福祉関連法令の適用を受けるもの

生活保護法等

例 2：他法規制の可能性のあるもの

都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、

文化財保護法、食品衛生法等

例 3：事前に調整しておく必要のあるもの

隣接地権者、自治会、民生委員等

例 4：事業者として当然に守るべき法規制など

就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、

雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等

【5. 主な欠格事由の概要について】

指定の欠格事由として、申請者、開設者、法人役員、管理者等が次のような事由に該当する場合は、指定できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ③ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ④ 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき
- ⑤ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき
- ⑥ 指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日等までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき
- ⑦ 指定の申請前五年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

【6. 介護保険事業者の指定の流れ】

《概要》

日程	指定の流れ	備考
	準備 事前相談	・法令等で基準を確認してください。 ・事前相談は、必ず事前に電話で予約してください。
指定日の2ヶ月前の月20日 (締切日が閉庁日の場合は、20日以降の直近の開庁日)	指定申請締切	・申請書及び添付書類をすべてご持参ください。(申請書類に不備がないか再度ご確認ください。) ・提出の際、管理者・サービス提供責任者の方は来庁してください。(運転免許証等の身分を証明できるものをご持参ください。) (例：5月1日指定⇒3月20日申請締切)
	審査	・審査は事業所ごと、サービスごとに行います。 ・基準に適合しているか否か、現場確認を行う場合もあります。 ※書類の内容など事案によっては、予定している月の指定とならない場合があります。修正や追加書類の提出が遅れ、審査に支障をきたす場合には、指定できませんのでご注意ください。
指定日の約1週間前	指定通知書交付	・指定通知書を交付します。
毎月1日	指定	

(1) 準備

指定の要件(基準)を確認してください。指定事業者になるためには、「神川町基準条例(神川町独自項目を含む)」に定める「人員、設備及び運営等に関する基準」を満たさなければなりません。

(2) 事前相談

事前相談を希望される場合は、必ず、事前に電話で予約をしてください。指定申請の事前相談は、保険健康課で行いますが、都市計画法、建築基準法、消防法等、他法令の協議が必要な場合は、各担当部署、関係機関で行ってください。

(3) 指定申請

① 指定申請書類の作成について

- ・申請書類は、サービスごとに、同一の物を2部(正本、副本)作成します。
- ・それぞれ2穴式 A4 版のフラットファイル(色は問いません)に綴じ込み、表

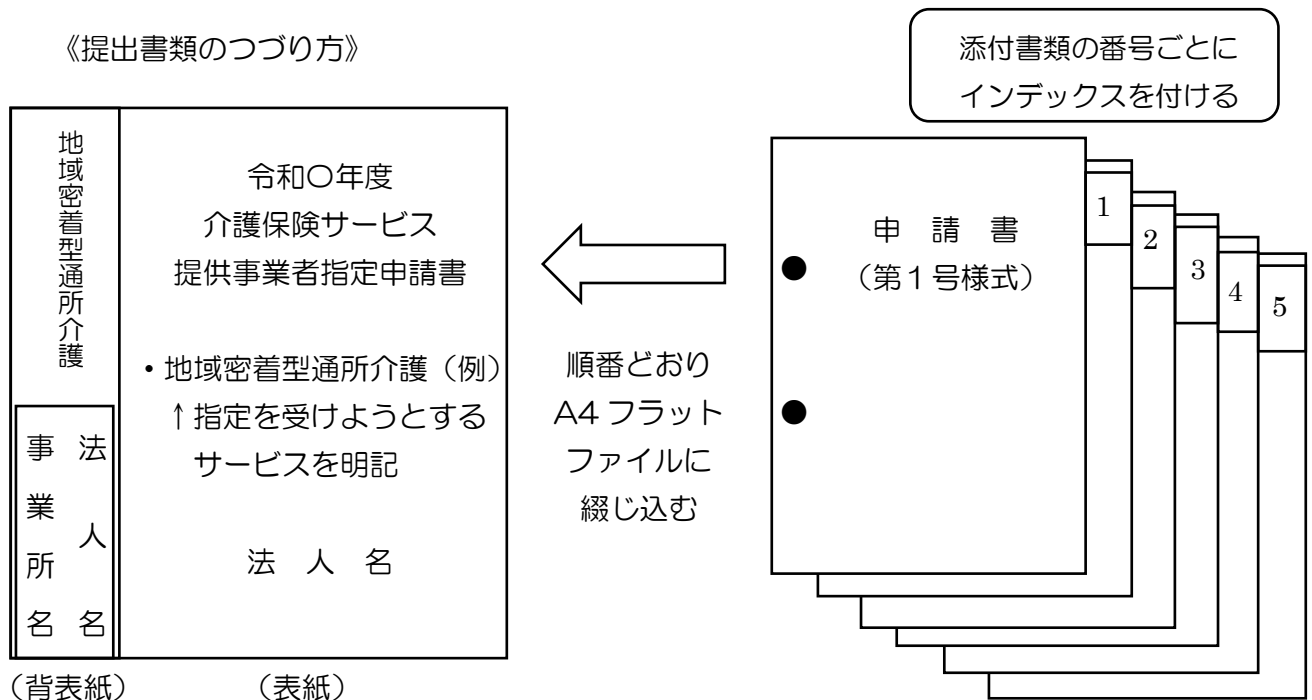
紙には下のようにタイトルを付け、書類ごとにインデックスを付けてください。

- 申請書等の様式は、神川町のホームページに掲載しています。各サービスごとに添付書類等が異なりますので、必ずホームページで確認してください。

（・居宅介護支援事業所 神川町トップページ⇒健康・医療・介護⇒介護⇒居宅介護支援事業所の指定・更新・変更等について）

（・地域密着型サービス事業所 神川町トップページ⇒健康・医療・介護⇒介護⇒地域密着型サービス事業所の指定・更新・変更等について）

《提出書類のつづり方》



《作成上の留意点：複数のサービスを申請する場合の、各サービス共通の書類について》

- ◆申請する「事業目的」が記載された登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書。3ヶ月以内に発行のもの）は、一つのサービスに原本を添付、他のサービスには写しに原本証明をつけて添付してください。
- ◆定款は、各サービスに、原本証明をつけて添付してください。（定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。）
- ◆事業所の管理者の経歴書、事業所の平面図及び利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要については、各サービスごとに作成したものを添付してください。

② 申請書類の提出について

- ・指定日は、毎月1日となります。
- ・提出先は、神川町役場保険健康課です。

- ・提出部数は2部とし、正本を受理した段階で、受領印を押し、1部（副本）を控えとしてお戻しします。
 - ・申請書の提出締切日は、指定日の2ヶ月前の月20日 です。（締切日が閉庁日の場合は、20日以降の直近の開庁日となります。）
（例：5月1日指定⇒締切日3月20日）
 - ・提出の際は、申請書及び添付書類をすべてご持参ください。
 - ◆申請書の記載事項に不備がないこと。
 - ◆申請書に必要な書類が添付されていること。
 - ・申請締切日までに申請書類がすべて整ったものは、受理します。
なお、工事中・備品等が未納入の場合は申請書の受理はできません。
- ※申請書は、必ずしも1回で受理できるとは限りません。修正や追加が生じ、再提出が必要な場合があります。事業開始から余裕をもって申請してください。

（４）管理者の本人確認

管理者の本人確認を行います。（勤務する意思のない者、名義貸しであった者など申請内容等と一致しない場合には、厳しく対応させていただきます。）

- ① 対象 ・管理者（全サービス）
- ② 方法 原則として、手続き時等の来庁により確認します
（運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。）

（５）審査

審査は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。

※一部サービスについては、設備基準に適合しているか否かを現地調査にて確認します。

（６）指定（許可）

指定（許可）は、毎月1日となります。

申請書類の提出締切日までに受理した書類について審査し、審査が終了したものを指定します。

例：3月20日までに受理⇒5月1日指定

（７）指定通知書及び事業所番号（10桁）

指定を行ったときは、指定日までに指定通知書をお渡しします。

指定通知書は、再発行しませんので、大切に保存してください。なお、事業所番号は、以下の原則にしたがって付番します。

- ① 事業所の名称ごとに別の事業所番号となります。
（事業所の所在地が異なる場合、同一の名称は使えません。）

- ② 同一の所在地、同一の名称の事業所については、同一の事業所番号となります。
(同一名称で異なる種類のサービスについて指定を受けている場合)

(8) 公示

指定事業者、事業所名、所在地、サービスの種類等が神川町役場前の掲示板に掲示されます。

【7. 介護給付費の請求について】

介護給付費の請求は、市町村からその審査・支払に関する事務の委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うことになります。指定後、県国保連との手続きが必要となります。

埼玉県国民健康保健団体連合会
〒338-0002
さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館
TEL 048-824-2537

県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。また、請求エラーなどで支払いができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

【8. 変更届について】

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に所定の「変更届出書」にて、神川町に届出を行う必要があります（ただし、登記事項の変更を伴うものは、登記完了後の届出で差し支えありません。）。

また、変更届出受理通知は行っておりません。

このため、希望する場合においては、窓口において、2部提出し、副本に受付印を押印したものを返却します。ただし、この押印は、単に受付をした日付を示したものであり、内容が適正であることを確認したものではない点、十分留意してください。

※各サービスごとの変更届出が必要な事項、添付書類等は、神川町ホームページを参照してください。

【9. 県国保連への請求に関わる体制届出の変更について】

新規指定申請時に提出した、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が変更になる場合には、「変更届出書」、「介護給付費算定に係る届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類を提出してください。

居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	毎月15日までに届け出た場合は翌月から算定
地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	届出が受理された日の翌月から算定（月の初日の場合はその月から）

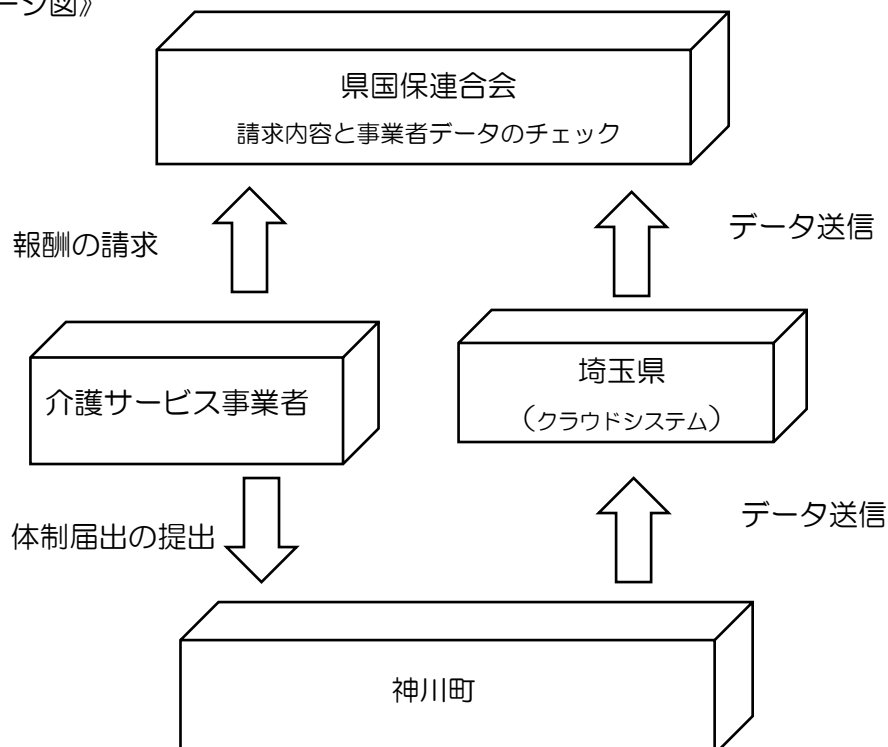
※体制の変更を行わないと、県国保連での支払いの審査でエラーになり、介護報酬の支払いが行われない場合がありますので、ご注意ください。

※届出書、添付書類等は、神川町ホームページを参照ください。

例：人員基準欠如の場合

⇒介護報酬を減額して請求するとともに、体制の変更手続も必要です。

《イメージ図》



【10. 事業の廃止、休止、再開について】

(1) 届出書及び添付書類

事業の廃止又は休止が生じた場合は、廃止日及び休止日の1か月前までに、事業を再開する場合は、事業の再開後10日以内に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

届出内容	提出期日	添付書類
廃止	廃止日の1か月前	指定通知書の原本
休止	休止日の1か月前	
再開	事業再開後10日以内	従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類等

また、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、利用者保護を最優先とし、適切な引継等の手続きをしてください。

具体的には、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜上の提供（他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等）を行ってください。

(2) 休止時における指定更新の取扱い

指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行えることが必要です。このため、休止中の事業所においては、この指定の更新を受けるために、まず、指定基準等を満たした上で、事業の再開の手続きを行う必要があります。指定の更新を受ける必要がある場合は、指定の有効期間満了月の1か月前以内に、再開届を提出してください。再開届がない場合、有効期間満了により、指定の効力が失われます。

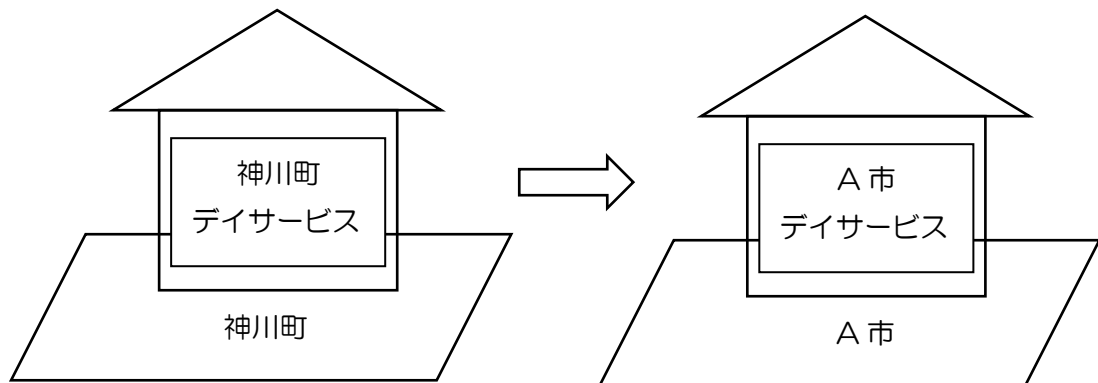
(3) 立入検査中の廃止届出の取扱い

立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞するかしないか決定する日（聴聞決定予定日）を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事項となっています。

(4) 神川町以外への所在地の変更について

神川町内で運営している事業所の所在地を神川町以外の所在地へ変更する場合には、廃止届を提出してください。その所在地を所管する行政庁において指定申請を行うことになります。

例：A市の物件へ引越した場合



《例：申請窓口》

地域密着型（介護予防）サービスの場合 ⇒ A市

【11. 指定の辞退について】

（１）介護老人福祉施設指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の１ヶ月前までに、所定の「指定辞退届出書」により届出をしてください。

【12. 実地指導・監査について】

（１）実地指導（介護保険法第23条）について

① 運営指導

所管行政庁は、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行えるよう指導します。

② 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導します。

また、適正な介護サービスに基づく対価として適正な請求がなされているか、書類等の記録を確認します。事業者側で立証できない場合には全額返還していただくこともありますので、注意してください。

著しい運営基準違反や、不正な請求と認められる場合には、監査へ移行します。

(2) 監査（介護保険法第76条等）について

通報・苦情・相談等に基づく情報や、保険者が行う介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。

(3) 行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に基づく「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行います。

(4) 経済上の措置について

命令又は指定の取消等を行った場合に、介護保険法第22条第3項により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払う場合があります。

(※) 行政上の措置

基準を満たさない場合は、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後、基準を下回った場合には、所管する行政庁の指導の対象となりますが、改善されない場合には、業務の改善勧告や改善命令を受けたり、指定を取り消されることがあります。

【13. 指定の更新について】

介護保険法の改正により新たに介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました（当初の指定（許可）から6年ごと（同法の規定による経過措置あり））。

このことにより、指定（許可）の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があり、当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなり、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなります。

(1) 指定更新手続きについて

指定（許可）の有効期間の満了日を迎える事業所・施設について、その事業者・開設者あてに概ね有効期間満了日の3か月前頃に案内の通知を郵送します。

更新（許可）申請手続きについては、必ず案内通知に従って進めてください。

(2) 指定更新にあわせての変更届の取扱いについて

更新を受ける際に、提出を要する変更届の提出がなされていない場合は、変更届の書類が確認できるまで更新ができませんのでご注意ください。

（３）休止中の事業所・施設の取扱いについて（再掲）

休止中のままの事業所・施設については、指定更新を受けることはできず、当該満了日の経過により指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。

必要な手続きについては、手引きのP 1 1【１０事業の廃止、休止、再開について】（２）休止時における指定更新の取扱いをご参照ください。

指定申請に係る提出書類の補足

1	申請者の登記事項証明書又は条例等
---	------------------

- ① 法人の登記簿謄本の「事業目的」の項目に申請を行う事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。

また、法人の種類（医療法人など）によっては、登記簿謄本に所管庁の認可（認証）が必要な場合がありますので、詳しくは関係法令の所管庁にお問い合わせください。

【登記簿謄本への記載例】※あくまで例示です。

- ・訪問介護を行う場合・・・・・・・・・・介護保険法に基づく訪問介護事業
- ・介護予防訪問介護を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
- ・居宅サービス全般を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ・介護予防サービス全般を行う場合・・・・介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ・居宅介護支援を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ② なお、やむを得ず、登記事項変更前に申請する場合には、

→ ・現在の登記事項証明書

- ・介護保険事業の実施について意思決定が行われた理事会・評議員会・役員会等の議事録の写し（以下の内容が記載されている原本証明のあるものに限る）を提出してください。

この場合、指定申請後は事業開始までに必要な手続きをすませ、変更後の登記事項証明書等を提出してください。なお、定款の変更が適切に行われていない場合には、指定の取消の理由に当たる場合があります。

<議事録への記載要件>

- ・登記事項の変更案
- ・職員の体制・職員確保の時期
（「令和〇〇年4月1日付で新規雇用」、「現在の〇〇職員を充てる」など）
- ・会計の区分の方法
（令和〇〇年〇月より介護保険特別会計を設ける」など）
- ・事業の財源の確保方法等

※ 議事録の写しには、法人の原本証明を付けてください。

2	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
---	---------------------------

- ① 従業員全員について、事業開始予定日から1月（暦月）の勤務割表を作成してください。

（実際に使用する勤務表は月ごとに、常勤換算に用いる勤務表は「暦月ごと」に作成する必要があります）。

なお、労働基準法に定める労働時間の上限（週40時間）を超える勤務延時間数で勤務割表を作ることはできません。

実際にサービスを行う事業者が管理者を兼務し、他に業務を持たない場合には、当該従業員のサービス従業時間を最大週40時間まで充当して勤務時間を作ることとして差し支えありません。

勤務時間を確認するために、就業規則を添付してください。

- ② 人員に関する基準等で一定の資格が必要とされている従業員（管理者、サービス提供責任者等を含む）の資格を証明する書類の写しを添付してください。

なお、当該書類の写しには、法人の原本証明を付けてください。

- ③ 国の指定基準（運営に関する基準）の勤務体制の確保等に関する規定では、当該事業所の従業員によってサービス提供を行うことが必要である旨規定しておりますので、管理者を含めた従業員（役員である者を除く）について、労働条件通知書（雇入通知書）、辞令の写しなど雇用関係が分かるものを添付してください。（法人の原本証明）

3	事業所の平面図
---	---------

- ① 平面図には、室名、面積、設備・備品等、必要事項を記入してください。

※ 室名について、法令上設置することとされている部屋については、設備基準を確認するため、法令上の名称を用いてください。

※ 面積について、一体的なオープンスペースを食堂と機能訓練室に区分して使用する場合などには、平面図上、どこからどこまでの面積なのか、区画が分かるように記載してください。

なお、通所介護事業所の食堂・機能訓練室など、面積要件がある場合には、その算定根拠（算定式、寸法等）を明記してください。

4	主要な場所の写真
---	----------

- ① 写真を添付してください。事業所の外観、必要とされている部屋ごとの写真及び主な備品等の写真をA4版の紙に貼り付けて添付してください。なお、写真に番号を振

り、平面図に写真番号と撮影方向を合わせて明示してください。

5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
---	---------------------------------

- ① 利用者及びその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は、円滑かつ迅速に対応する体制を整備し、それぞれの事業者の実情に応じて、具体的に作成してください。

なお、苦情相談窓口として、通常の事業の実施地域内の保険者（市町村担当課）、国民健康保険団体連合会（国保連）の連絡先を明記することとしてください。

神川町役場 保険健康課

住 所：〒367-0292

児玉郡神川町大字植竹909番地

電 話：0495-77-2113（直通）

FAX：0495-77-2117